

きざのきざ

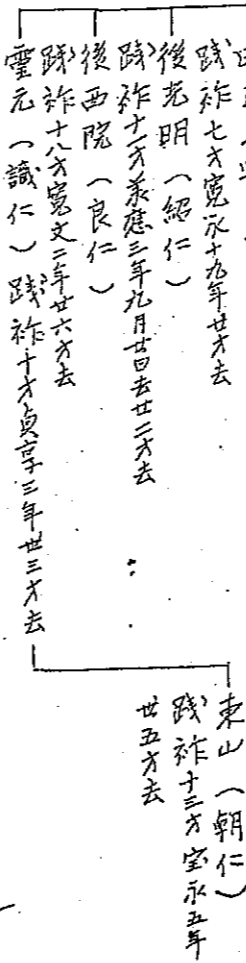
No.76 月刊

昭和九年十月一日 発行 (非売品)
岡山県都窪郡吉備町東町三三三 宇垣方電四三七
吉備 親老 協会
第六十六号 録

板倉重矩 (清山神社祭神)

御水尾天皇の御製に
 曲木に柳の緑をよりかけて 直ぐなる道を風に問はば也
 あしはらや茂らばしげれおのたま、とて道あるを思はず
 思ふことなきだに安くそむくを、あはれすても惜らむ身を
 この御製を拝し奉りて御在座中の御座みせ御推察申上げ給ふ余地は充分にある。御水尾
 天皇には御室との間に三十一人の皇子と皇女たちがあつたが、東福門院はそれ(に依
 入りや門跡(門跡とは一門一跡の義で後述)に宮様のおはしりになつた孝院の尊稱である)
 などに出して、お腹に生れた僅かに御年七才になる皇女興子親王を立せられた。これ
 が女帝にまします明正天皇である。後述に梅宮と申した。後述に梅宮の醜聞が待
 ちあがつて宮中を揺るがせ、奈良の臨濟宗円照寺にはいつて出家されておとせられた。以
 后三人の皇女が門跡になつてゐる。梅徳天皇以来八百六十年ぶりの女帝である。これ
 は云ふまでもなく幕府のさしげぬによるものであつて、徳川家は皇室の外戚となり、幕
 府の基礎は、いよく、揚ぎない、安泰を保つたのである。それ、明正天皇は在座十四年、芳
 紀二十才にして突然薨せられ、継位せられたのが十一才にならる。同じ御腹の御弟親
 親王である。後述明正天皇と申して天智天皇に似て、学問をお好みになり、密かに幕府を柳
 親王権を恢復せんとの御思召であつたが不幸にして痘の病に罹り、廿二才で崩じ給不
 た。そこで十八才になる良仁親王と申す後西院天皇が踐祚された。この天皇も廿六才で
 薨せられた。皇位を継がれたのが十才の識仁親王にして聖元天皇と申し上げるのである。
 後水尾(政仁)

踐祚十才近宮八年八月九日十八才去



かように朝廷と幕府とは微妙な間諜にあつて重矩は朝廷の監視役として重要な職に就き
 京都に在任してゐたことを察すれば、余程才能に勝れた偉い人物であつたろうと思はれ
 る。一板倉傳記に

一、近年饑饉打ち続き、米高あがり飢饉饑死する者窮まる者多し、江アに訴えてこれによ
 りて官庫を開き、窮民を救済すべき由の上意なり。重矩は代官鈴木伊兵衛重辰に命じ
 て東山北野両所に假小屋を建てて寛文九年正月に粥藪を非人に施す。其米三百九十二
 石八斗、鹿合なり。又三月二日、三日施米あり。この時白米千指五石、斗斗なり。次に白
 米千指百九指石は、大津より米運送車力を用い、小屋に入る。惣じて非人三指万七千七百七
 指、人なり。この内に京都織物師也も羽二重等を織つて其所の調度となす。追つて羽
 二重三足を送る。(一足は二反にして、二反は三丈、一丈は餘尺の寸尺、足は世八程弱。都合約六十八米となる)
 一、重矩は同年米三万俵宛(昔の一俵は三斗五升にして都合一万五百石となる)在京拜領の文の由を家
 末を始め配分し、また飢渴者のために被濟す。三條堀川通り町屋敷(これは祖父伊賀守の
 隠居所)にて時の相場より下げ値にて煮拂はる。これは五升を限りとし、其上は好者
 と最も押下げすと。

一、重矩度々京都七條へ御恩分也。供人三百人余、騎馬の十五、六騎、鉄砲指拵、強弓式
 指拵、各具足一領御用置寄、策箱持たせ道々在々町の足輕或人宛指添えて用意なり。
 扱て重矩は浴外の七條口の道筋を鬼分あり、民の艱苦を察せらる。宮寺の破壊等は修
 理掃除など行届きたるものは褒美し、悪きものはシカリ、これによりて神社訪行は急
 りなく勤める也。右七條口の内に、ありし重矩人は改換したる者に志捨扶持を遣はし
 て諸事を承りし。

一、京都の吉田通りに吉田寺といへる真言宗あり。かの任持は禁中女院の御所の女中兼に
 公家にも御内所まで出入し祈禱を勤め、珠の外諸人にも奔走す。然れども彼僧は行跡
 正レからず、重矩これを聞きて、かの僧を捕えて御殿敷あり寺を悉く破却す。

一、平常は御興禁裡似羽宮の御用などを承る。其台治中外の公事訴訟のこと、両所奉行而
 一、宮内馬守、宮崎若狭守などに仰付らる諸談あり(京都町奉行は京都の市政訴訟、社寺のことを掌
 り再波の幕領の組織を徴収する役で定員三名、東と西にわかれた)。明白なることは日々江戸に言上
 の為飛脚が往來し支障はない。或時重矩違例にて薬を服用の節両度断られた。これは
 何故手を振りなされしか。と尋ねしに重矩は一心ここに有らざれば鬼へ共見えすし。
 と云ふこと也。今般禁裏より大切の御用仰せ付られ自ら問答に心を甚しめぬ。其理ゆ
 からず、江アへ心移りて良薬の味も聞くと覺えぬ。この如しと申されぬ。

藩主が赴任して行く行列の到着する当日は全領民は戸を閉ざして家業を休み、町人並に領内の庄屋は遠近を問はず備前、備中の領境になつてゐる吉備津宮の第一大鳥居附近まで揃つて出立申上り、路傍に拝伏して敬意を表したものである。庭瀬館邸にては執事を始め、諸士、役人等は伺候してその入部を賀した。ついで執事兼に在所に居住してゐる家臣等に拝謁を賜ひ、また町の年寄や名主、并に領内の神社、寺院及び村々の名主らに一々拝謁を賜ふた。また近村をはじめ、小田郡の領内を巡見して産業の實状を親しく視察せられた。

當時の山陽路を東面に通ずる国道（大道）は岡山城下から万歳の峠を越えて、後倉に至り更に正守川を渡つて山手にいくつのであるが、戸川氏が庭瀬に治封してから岡山から西へ一直線に庭瀬城下を過ぎて正守川を渡り左村を経て次の茶屋へ通ずる田園道が設けられた。レカレレ此れは小道であつた。正保四年十一月にものせる「備前国道筋並に灘舟路帳」によれば

大道 岡山より備中境目 大鳥井迄 虎里三指五町拾間
 此内 川次ツ 井薄川 橋長々 式間半 深さ三尺
 岡山より備中境目 五町廿々間 七間 深さ三尺
 此内 山より備中境目 五町廿々間 備中領庭瀬へ出ル道
 白石川 橋長々 四間半 深さ五尺五寸
 拾八間 深さ五尺 但シ小船入ル

とある。この小道は明治以前国道に編入されたが、昭和七年に、まの新国道が出来ると格下げになつたのである。

次に後倉から庭瀬への道順であるが、なにも記録に残されぬおろす、時勢の進運に伴なつて道筋も改修され、るのり、利然としな、古老の蹟に從へば、後倉から吉備津宮の社頭を過ぎて東山に於て、新宮の大鳥居の前を通つて、小川に治つて南下し、中田部落を経て入城されたようである。

元禄十二年、後倉氏入部當時の系地並に石高を示せば

備中加陽郡の内十一ヶ村
 中田村 庭瀬町 庭瀬同村 霞野新田 同村新田 手野村 同村新田 庭友村 同村新田 立田村 同村新田 東
 茶尾村 同村新田 西花尾村 同村新田 宮内村 同村新田 後倉村

入村但シ五切家同村新田 高六千五百九十一石一斗

都字郡の内ニヶ村 高六千九百九十一石一斗

矢部村 同村新田 山田村 同村新田 高六千九百九十一石一斗

小田郡の内拾六ヶ村 (省畧) 高七千九百九十一石一斗

郡舎 或萬石となる。

校舎家侍帳 御家中領音 元禄十六癸未年正月十六日改

五石 校舎市右衛門殿 (初代重高公)

五石 老 渡辺藤左衛門 寛文八庚申十一月廿九日

五石 寛文八庚申十一月廿九日

五石 当未迄 三十六年

三百五十五石 戸田又左衛門 萬治四年正月廿二日 四十二年

三百五十五石 名倉八郎 明暦元年 四十九年

三百五十五石 鏡本孫平治 元禄元年五月廿五日 五十二年

三百五十五石 佐野十郎左衛門 貞享元年八月十四日 五十二年

三百五十五石 陽御治大夫 延宝四年四月廿二日 廿九年

三百五十五石 稲垣武右衛門 寛文六年九月廿六日 廿八年

三百五十五石 近習頭

百石 宮下共兵衛 寛文五年 廿二年

百石 安村庄右衛門 貞享元年八月十四日 廿二年

百石 持筒頭 尚守居

百石 坂井治部右衛門 元禄十三年辰 四年

百石 持筒頭格 大橋孝兵衛 貞享三年十月廿日 七年

百石 徒次頭 佐野圭之進 元禄九年九月廿二日 八年

百石 七十石 鈴木運八郎 元禄九年 八年

百石 寺社町奉行 三十八人扶持城戸平兵衛 元禄十三年三月十日 五年

勤定奉行 海野大左衛門 貞享三年 八月十日

彼料高三十石 十八年

岩月武右衛門 寛文七年九月廿九日 廿七年

田中佐次右衛門 天和三年七月 廿二年

武右衛門 佐次右衛門 西人共外に御役料高三十石

石宛被下也

吟味役

百石 高原久右衛門 寛文四年五月 四十年

五十石 江口傳右衛門 延宝五年九月廿三日 廿七年

五十石 川内五郎右衛門 元禄十三年二月十日 四十年

書役

六十石 久米市郎右衛門 延宝二年 廿九年

近習目付 近藤安右衛門 元禄九年八月廿八日 八年

百石 荒木善兵衛 元禄四年五月八日 廿三年

七十石 春日三郎右衛門 元禄十三年辰三月廿八日 四年

五十石 小納戸

五十石 森又四郎 元禄二年四月十日 十五年

五十石 町田藤助 元禄九年九月廿二日 八年

五十石 七井軍平 元禄十三年九月廿日 五年

近習 結人 中小姓

十人扶持 和四播丈夫元禄十三庚二月 四年
 五十石 川村甚助 元禄十三庚辰 四年
 二百石 前島友之進 元禄十四庚辰正月十六日 三年
 十一人扶持 永井甚助 元禄九年九月六日 八年
 十人扶持 能勢千太郎 元禄十三庚辰 四年
 三十俵 田中端藏 元禄六年正月十八日 十年
 三十俵 青藤傳六 元禄七年正月十九日 十年
 三十俵 鈴木格之丞 元禄十三庚辰 四年
 十二石 津久井善大夫 元禄十三庚辰 四年
 三十俵 園 牛七 元禄十三庚辰 四年
 三十俵 勝浦政之進 元禄十三庚辰九月二日 五年
 三十俵 大橋鐵右三門 同 五年
 三十俵 野村門之丞 同 五年
 三十俵 戸田幸之助 同 五年
 三十俵 大橋善之進 同 五年
 八石 茶道 同 五年
 百五十石 醫師 延宝五年七月十二日 廿七年
 十人扶持 古屋立節 元禄五年辰九月廿三日 四年
 十人扶持 久野宗貞 同 三年
 十人扶持 山口道庵 同 三年
 百五十石 篠原昌甫 同 三年
 村田道全 同 三年
 近藤竹庵 同 三年
 二百石 錦奉行 三浦善八郎 (不明) 三年

百三十石 篠奉行 松下秀右三門 元禄九年九月廿八日 廿一年
 先手物頭 上阪甚兵衛 延宝六年正月九日 廿六年
 百五十石 町田御右三門 延宝五年五月三日 廿七年
 取次 足立宅之進 元禄四年八月二日 十三年
 二百石 戸田新之丞 元禄三庚辰七月十五日 廿四年
 七十石 野村平左三門 貞享四年十月廿五日 廿七年
 百五十石 給人目付 法田喜左三門 寛文七丁未三月廿二日 廿七年
 六十石 前島八郎 貞享五年九月三日 廿七年
 五十石 渡辺猪左三門 同 同
 五十石 淡井善右三門 元禄四年五月十六日 廿三年
 五十石 宮田瀨兵衛 延宝三年二月七日 廿年
 外様 給 人 中小姓
 百五十石 竹尾長兵衛 元禄四年五月廿五日 廿三年
 五十石 和四播右三門 元禄十三庚辰十月十日 四年
 十人扶持 安井新五郎 同 三月晦日 同
 五十石 三浦全右三門 元禄三庚辰三月廿五日 廿四年
 五十石 田中九郎右三門 元禄十三庚辰三月廿五日 廿四年
 十人扶持 佐治孫右三門 同 三月晦日 同
 六十石 須知幸右三門 同 十月 同
 六十石 大河内九右三門 元禄十四庚辰 三年
 五十石 屋井惣右三門 寛文六年三月廿六日 廿八年
 十人扶持 本多助之進 元禄十三庚辰十月十日 四年
 付 海野織右三門 元禄八年六月廿七日 廿九年
 十石 山野井市兵衛 天和三年六月廿二日 廿一年

十三石 原忠左三門 寛文五年五月廿五日 廿二年
 十五石 浅井八右三門 寛文六年 廿六年
 三十俵 宮下沢右三門 元禄八年十月朔日 九年
 十五石 武具役 斎藤久右三門 寛文九年 廿五年
 十五石 高原助右三門 延宝五年八月十三日 廿七年
 十石 山奉行 本多銀左三門 寛文五年五月五日 廿九年
 十石 勘定 関原勘右三門 元禄八年 廿九年
 十石 富永惣丈 寛文五年 廿二年
 十石 河島市大夫 貞享四年正月十八日 廿年
 十石 代官 竹中治右三門 元禄十三年四月廿五日 五年
 三十俵 本多作右三門 同 同
 三十俵 井口甚右三門 同 十月 同
 表祐筆 杉浦九右三門 寛文五年正月八日 廿三年
 十石 小林助大夫 延宝七年二月 廿五年
 十石 井上十右三門 元禄五年正月十六日 四年
 十石 名倉考右三門 元禄二年八月三日 十五年
 十石 有藤生兵衛 元禄三年二月五日 四年

十石 井上藤藏 元禄十三年三月晦日 四年
 十石 相沢佐次右三門 元禄十五年 二年
 十石 徒小姓 全掛方 川村助右三門 貞享元年十月五日 廿年
 八石 徒小頭 高原忠左三門 貞享二年三月朔日 十九年
 八石 西田大兵衛 貞享元年五月十九日 十九年
 八石 高原長大夫 同 同
 八石 中村所左三門 元禄三庚辰九月九日 十四年
 八石 宮田政右三門 同 二月二日 同
 八石 相戸平右三門 寛文元年 同 同
 八石 作事奉行 川島野右三門 寛文五年正月廿二日 廿九年
 八石 川島小平治 元禄三庚辰 四年
 八石 祐筆 平井勝右三門 元禄五年三月廿二日 廿三年
 八石 料理方 西田定右三門 天和三年七月十一日 廿年
 八石 庭瀬金銀掛方 服部直右三門 元禄十四庚辰 三年
 八石 吉備町延友 (ニノ項未定)

建築用 材木
 銘 株式会社 野崎材木店
 岡山市下西川町八九 電話 〇三三七七

毎日飲心 毎日健康
 吉備町延友 難波牧場
 電話 308,乙 2612